

●香川県告示第351号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(別に定める場合の納入通知書)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の償還金に係る調定</u>をした場合であって、納入者が口座振替の方法による納付を希望しているとき。 第3号様式</p>	<p>(別に定める場合の納入通知書)</p> <p>第5条 規則第28条第1項に規定する別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する別に定める納入通知書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>母子福祉資金又は寡婦福祉資金の償還金に係る調定をした場合であ</u>って、納入者が口座振替の方法による納付を希望しているとき。 第3号様式</p>

第3号様式 (第5条関係)

納入通知書

納入者

年 度			
資 金 名		種 類	
貸 付 番 号			
母子父子寡婦福祉資金特別会計			

納付場所・香川県指定金融機関等に指定された金融機関

納付金額				円	
内訳)		元金	円	利子	円
納 期 限 (振 替 日)		年 月 日			
指 定 預 金 口 座	金 融 機 関 名				
	店 舗 名				
	預 金 種 目		口座番号		
	名 義 人				

上記の金額を納付してください。

年 月 日

収支命令者 印

- 備考 1 この通知書を使って納付はできません。  
 2 納付方法は、あなたから申出のあった指定預金口座からの口座振替になります。  
 3 残高不足等により振替不能のときは、後日送付する納付書により、当月分限り指定金融機関等の窓口で納付してください。

第3号様式 (第5条関係)

納入通知書

納入者

年 度			
資 金 名		種 類	
貸 付 番 号			
母子寡婦福祉資金特別会計			

納付場所・香川県指定金融機関等に指定された金融機関

納付金額				円	
内訳)		元金	円	利子	円
納 期 限 (振 替 日)		年 月 日			
指 定 預 金 口 座	金 融 機 関 名				
	店 舗 名				
	預 金 種 目		口座番号		
	名 義 人				

上記の金額を納付してください。

年 月 日

収支命令者 印

- 備考 1 この通知書を使って納付はできません。  
 2 納付方法は、あなたから申出のあった指定預金口座からの口座振替になります。  
 3 残高不足等により振替不能のときは、後日送付する納付書により、当月分限り指定金融機関等の窓口で納付してください。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正前の第3号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。